

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 17 日

組合員のみなさまへ

大阪市職員共済組合

（担当：保健医療係）

電話：06-6208-7592

新型コロナウイルス感染防止等に係る育児休業手当金の延長の取扱いについて（依頼）

標題について、令和 2 年 3 月 24 日付けの総務省通知により、新型コロナウイルス感染防止等に係る育児休業手当金の延長の取扱いについて事務連絡がありました。

つきましては、臨時的に下記のとおり取扱いをしますので、お知らせいたします。

記

【申出種別】 育児休業手当金支給対象期間延長申出

【対 象 者】 現在育児休業中の組合員で、保育所入所が決定しているが、子が感染者等、感染が疑われる者等に該当する場合、保育所等の利用が一時休止した場合、登園自粛の要請・家庭保育の協力依頼された場合などにより、職場復帰ができないため育児休業を延長する者。

【臨時対応】 「育児休業手当金支給対象期間延長申出書」の該当理由イにチェックを入れて、別紙「新型コロナウイルス感染防止等に係る育児休業手当金の延長申出書」とあわせて提出することで支給対象期間の延長を行う。